

欧州高等教育における質保証のための基準と指針

欧州高等教育質保証協会

教育文化総局

本プロジェクトは欧州委員会(UC)からソクラテス・プログラムの一部として資金援助を受けている。この刊行物はいくまでも著者の見解を反映しているのであって、この中に述べられている情報の使用について委員会は何ら責任をとるものではない。

欧州高等教育における質保証のための基準と指針に関する欧州高等教育質保証ネットワーク (ENQA) による報告書

この刊行物は ENQA のウェブサイトからもダウンロードできる。

<http://www.enqa.net/bologna.lasso> また ENQA 事務局から無償で入手することもできる。

(連絡先の詳細については裏表紙をご覧ください。)

© 欧州質保証協会、2005、ヘルシンキ

この刊行物は出版者の許可なく複写することができる。

表紙デザイン : Jussi Hirvi / Green Spot Media Farm

レイアウト : Anja Kauppi / Pikseri Julkaisupalvelut

ISBN (本) : 952-5539-04-0

ISBN (PDF) : 952-539-05-9

ISSN : 1458-1051

多重印刷

フィンランド、ヘルシンキ 2005 年

序文

2003年9月19日のベルリン・コミュニケの中で、ポーニャ・プロセス調印国の大臣はEUA、EURASHE、ESIBの協力を得て、「そのメンバーを通じて」ENQAを召集した；その目的は、同意した質保証に関する基準、手順と指針を開発し、質保証のための十分な同僚査読と認証機関(agency)や組織(bodies)のいずれか、あるいは双方を確実にする方法を模索し、2005年のポーニャ・フォローアップ・グループによって各国代表者へ報告することである。各国代表者は、他の質保証協会やネットワークの専門知識を十分に考慮するようENQAに要請した。

この報告書はこの指示書に添えるものとして作成され、先のコミュニケの中で前記の拳がったすべての組織の承認を伴うものである。このような共同理解の達成は、関係するすべてのplayer間で行われた協議を特徴づける、協力しながら相互に尊重する精神のたまものである。したがって、このプロセスへの建設的で最も価値のあるアドバイスの提供にたいして、ENQA協会のメンバーとともにEUA、EURASHE、ESIBにも感謝を呈するものである。

この報告書は欧州の文部大臣に求められたものであるが、高等教育における質保証に関心にある人々の間により広く配布されることを望んでいる。読者にとってこの報告書が有意義で示唆を与えるものであれば幸いである。

この報告書は、欧州高等教育圏(EHEA)内のinstitutionsやagencyによる、質とその保証にかかわる広く共有された基盤としての価値や期待や優れた実践を確立するための、長く、困難な道になるであろうその最初の一步にすぎないということは強調しておかなければならない。もしベルリン指示書によって始められたことがEHEAにとっての質保証を欧州規模(European dimension)で完全に機能することであるとすれば、今後より発展させなければならぬ。もしこれが成し遂げられれば、そのときにポーニャ・プロセスの抱負の多くも達成される。この仕事の関与者すべてが、成功に向かって行われる試みに貢献できることを大いに期待している。

Christian Thune
ENQA 会長
2005年2月

コメント [HN1]: 「

コメント [HN2]: ヨーロッパ高等教育質保証ネットワーク (ENQA, European Network for Quality Assurance in Higher Education)

コメント [HN3]: 確保

コメント [HN4]: 大臣

コメント [HN5]: 大臣

コメント [HN6]: 指示

目次

要旨

- 1 . 背景、基本目標(aims)、理念
- 2 . 欧州基準と指針

基準と指針の背景

1 部と 2 部の序論：高等教育の内外部質保証のための欧州基準と指針

1 部：高等教育の内部質保証のための欧州基準と指針

2 部：高等教育の外部質保証のための欧州基準と指針

3 部の序論：外部質保証機関のための欧州基準と指針

3 部：外部質保証機関のための欧州基準と指針

- 3 . 質保証機関のための Peer Review システム
- 4 . 今後の展望と課題

添付書類：質保証機関の周期的レビュー 理論モデル

要旨

この報告書は EUA、ESIB、EURASHE と相談、協力のもとで、あるいは各種関係ネットワークと協議のうえ ENQA¹のメンバーが起草した。これは、2003 年 9 月のベルリン・コミュニケにおいて ENQA に与えられた 2 つの指令に応えるものである。すなわち、同意した質保証における基準、手順、指針を発展させることと、質保証協会と accreditation 機関や組織双方の、あるいはそのどちらかのために十分な peer review を保証する方法を探究することである。

この報告書は 4 章から構成されている。背景、基本目標、理念に関する序論の後に、質保証²のための基準と指針に関する章が続く；次に質保証機関のための peer review システム；そして今後の展望と課題の章が続く。

報告書の主な結果と提言は以下のとおりである：

- ・ 内外部質保証と外部質保証機関のための欧州基準が必要となる。
- ・ 欧州質保証機関は 5 年ごとにレビューを提出することが求められる。
- ・ 可能な国において全国的に行われるレビューをとおして補完性原理を強調する。
- ・ 欧州質保証機関一覧を作成する。
- ・ 欧州登録委員会(European Register Committee)は登録に関する機関の統合に対して管理者の役割を果たす。
- ・ 高等教育における質保証のための欧州諮問評議会を設立する。

提言が実行されると以下のようなことが実現する：

- ・ EHEA をまたいだ質保証の整合性が、同意した基準と指針の使用によって改良される。
- ・ EHEA をまたいだ高等教育機関と質保証機関は質保証に対して共通の基準点を使用することができる。
- ・ 専門的、かつ信頼できる機関を特定することにより登録を容易にする。
- ・ 資格認定に対する手順が強化される。
- ・ 質保証機関の仕事の信用性が増す。
- ・ 高等教育における質保証のための欧州諮問評議会の作業を通して、機関や(高等教育機関と、学生や労働市場の代表者を含む)他の重要な関係者の間での見解や

¹ ENQA の総会は 2004 年 11 月 4 日に欧州ネットワーク(the European Network)から欧州協会(the European Association)への変更を確認した。

² この報告書において「質保証」という言葉は、evaluation、accreditation、audit のような過程を含んでいる。

経験の交換が強化される。

- ・ 公共機関(institutions)や政府組織(agency)の間に相互的な信頼感が育つ。
- ・ 相互理解への動きを支援する。

質保証のための欧州基準の要約リスト

この高等教育における質保証のための欧州基準の要約リストは、2章から参照しやすいように取り出したものである。ここでは、付随する指針については省略する。基準は3つのパートに分かれている。それぞれ、高等教育機関の内部質保証、高等教育機関の外部質保証、外部質保証機関について取り上げられている。

1部:高等教育機関(institutions)内での内部質保証のための欧州基準と指針

- 1.1 **質保証の方針と手順**：institutions はそのプログラムと award の質と基準の保証に対する方針やそれに関連した手順を持つべきである。また、institutions 自身もその仕事において質の重要性と質保証を認める文化の発展に対してははっきりと責任を果たすべきである。これを成就するために、institutions は質の継続的な強化のための戦略を発展し、実行するべきである。その戦略、方針そして手順は正式な地位を持ち、公的に利用が可能であるべきである。そこにはまた学生や他の関係者が果たす役割をも含むべきである。
- 1.2 **プログラムと award の承認、監視および定期的レビュー**：institutions はそのプログラムと award の承認、定期的レビューと監視のための正式な機構(mechanism)を持つべきである。
- 1.3 **学生の assessment**：学生は一貫して適用される公開された基準(criteria)や規定(regulation)や手順によって assess されるべきである。
- 1.4 **教授陣の質保証**：institutions は学生の指導を含むスタッフが適任で、有能である自らを納得させる方法を持つべきである。それは外部レビューを請け負う人々が利用でき、報告書に関して論評を加えられるものであるべきである。
- 1.5 **学習資料と学生支援**：institutions は学生の学習支援に使用できる資料が十分に提供され、各プログラムに適していることを保証すべきである。
- 1.6 **情報システム**：institutions は学習や他の活動のプログラムを効果的に管理するための適切な情報を集め、分析し、利用することを確実にすべきである。
- 1.7 **情報公開**：institutions は提供するプログラムと award についての最新の、公平で客観的な情報を質的、量的な形で定期的に刊行すべきである。

2 部：高等教育機関(institutions)内での外部質保証のための欧州基準と指針

- 2.1 **内部質保証手順の使用**：外部質保証手順は、1 部に述べられた欧州基準と指針の内部質保証評価の効果を考慮に入れるべきである。
- 2.2 **外部質保証**：質保証の手順の基本目標(aims)と行動目標(objectives)は、手順それ自身が開発される前に、(高等教育機関を含む)すべての責任者によって決められるべきである。また、使用される手順の解説を添えて刊行されるべきである。
- 2.3 **手順の開発**：質保証の手順の基本目標(aims)と行動目標(objectives)は、手順それ自身が開発される前に、(高等教育機関を含む)すべての責任者によって決められるべきである。また、使用される手順の解説を添えて刊行されるべきである。
- 2.4 **決定基準(criteria)**：外部質保証活動の結果としてだされた公式な決定はどんなものでも、一貫して適用される明確な公的基準に基づくべきである。
- 2.5 **目的にあった手順**：すべての外部質保証の手順は、そのために設定された基本目標(aims)と行動目標(objectives)の達成を確実にするように明確にデザインされるべきである。
- 2.6 **報告**：報告は、簡潔で、読者が簡単に入手できる文書として刊行されるべきである。報告書に含まれるどんな決定、称賛、提言も読者にとって分かりやすいものであるべきである。
- 2.7 **追加 (follow-up) 手順**：行動への提言を含む、あるいは続いて起こる行動計画を要求する質保証手順は、一貫して遂行される、あらかじめ定められた追加 (follow-up) 手順を持つべきである。
- 2.8 **定期的審査**：institutions の外部質保証とそのプログラムの両方、あるいはそのどちらかは、周期的な基準で行われるべきである。周期の長さで使用されるレビューの手順ははっきりと定義され、事前に刊行されるべきである。
- 2.9 **情報管理用(system-wide)分析**：質保証機関(agencies)は時々、レビューや evaluation や assessment などに見られた一般的な結果を説明、分析する概略報告書(summary report)を発行するべきである。

3 部：外部質保証機関(agencies)のための欧州基準

- 3.1 **高等教育の外部質保証手順の使用**：政府機関(agencies)の外部質保証は、欧州基準と指針の2部に述べられた外部質保証手順の存在と効果を考慮に入れるべ

- きである。
- 3.2 **公的立場**：政府機関(agency)は EHEA 内の管轄する諸機関から、外部質保証に責任をもつ機関(agency)として正式に認められるべきであり、法的ベースで制定されるべきである。また、扱う範囲内の法的権限の要求にも応じるべきである。
- 3.3 **活動**：政府機関(agency)は（制度上、あるいはプログラムレベルの）外部質保証活動を定期的に行うべきである。
- 3.4 **情報資源(resource)**：政府機関(agency)は、プロセスと手順の開発に十分な措置とともに外部質保証手順を効果的で十分に組織、運営できるだけの情報資源(resource)を人材的にも経済的にも持つべきである。
- 3.5 **任務に関する声明(mission statement)**：入手可能な公式声明に含まれる仕事に対する明確な(clear and explicit)最終目標(goals)と行動目標(objectives)を持つべきである。
- 3.6 **独立性(independence)**：政府機関(agency)は、その運営に対して自ら責任を持ち、かつ、報告書の中の結論や提言が高等教育機関や大臣や他の関係者のような第三者に影響されない程度に独立しているべきである。
- 3.7 **政府機関(agency)によって使用される外部質保証基準と手順**：政府機関(agency)によるプロセス、基準、手順は事前に定義され、公式に入手できるようにしておくべきである。一連のプロセスには一般的に以下のことが含まれる：
- ・ self-assessment あるいは、質保証手順の対象による同等の手順
 - ・ 必要に応じて、一人あるいは複数の学生や政府機関(agency)によって指定された査察を含む専門家グループによる第三者 assessment
 - ・ 決議、提言、それ以外の公的な成果を含む、報告書の刊行
 - ・ 質保証手順の対象による行動を報告書に含まれる提言を踏まえて再検討する (review)事後(follow-up)手順
- 3.8 **説明責任の手順**：政府機関(agency)は自らの説明責任に対する手順を整えるべきである。

1 背景、基本目標(aims)、理念

ポーランド・プロセス調印国の代表者が、EUA、EURASHE、ESIB の協力をえながら「メンバーを通して」ENQA を 2003 年 9 月 19 日のベルリン・コミュニケに招聘した。その目的は「質保証における基準、手順と指針の同意」を構築し、「質保証と accreditation 機関(agency)や組織(bodies)のいずれか、あるいは双方のための十分な peer review システムを確実に行う方法を探究し、ポーランド・フォローアップ・グループを通じて 2005 年に代表者に報告することにある。代表者はまた、ENQA に対して他の質保証協会やネットワークの専門知識をも十分考慮するよう求めた。

ENQA は質保証における欧州規模の展開に大きな貢献を果たせ、その結果によってポーランド・プロセスの目標(aims)を促進するこの機会を歓迎する。

その仕事には多くの異なる組織と利益団体が含まれてきた。まず、ENQA のメンバーはそのプロセスに広く関与してきた。メンバーはワーキンググループに参加してきた。草案は 2004 年の 6 月と 11 月に行われた ENQA の総会における議題の重要な要素になっていた。次に、EUA、EURASHE、ESIB と欧州委員会は「E4 グループ」の例会を通じて貢献していた。さらに、他のネットワーク（たとえば、欧州 accreditation 協会(ECA)や中東部ヨーロッパ質保証機関(CEE)ネットワークなど）との連絡やその貢献は起草の段階で特に貴重なものであった。最後に、ENQA とそのパートナーはこれまでの個別の国家間の関係と経験を有効活用し、この方法で関連国家間の観点がプロセスにもたらされることが確実にされた。

高等教育における質保証はヨーロッパだけの関心事ではない。世界中で高等教育の急成長とそれに伴う公的あるいは私的財源にかかるコストの急激な増大を反映して、質や基準への関心が高まっている。従って、もしヨーロッパが世界で最も活動的で、知識ベースの経済になる（リスボン戦略）という大志を成し遂げられることになるなら、そのとき欧州高等教育はプログラムと awards の質を真摯に受け止め、進んでその質を確かめ、また同時に提示する方法を整えることを示す必要があるだろう。ヨーロッパの内外でこの高等教育の国際化に直面して生じている、唱導 (initiatives)と要求は何らかの対応を求めている。これらの提案の作成に関わったすべての人々の献身(commitment)は、欧州高等教育圏(EHEA)の高等教育提供の魅力を再強化することになる質保証への真の欧州規模の実現にとってよい前兆である。

この報告書に含まれた提案は多くの理念が土台となっている。その理念はベルリン指示書(mandate)の 2 部をカバーする 2 つの章でより詳しく述べられている。しかしながら、基本的な理念のいくつかは全体の作業に浸透しているはずである：

- ・ 雇用者やより一般的な社会と同様に、学生の質のよい高等教育への関心
- ・ 機関自治の重要性。それは同時にもたらされる重責を認識することによって強化

される。

- ・ 外部質保証の必要性。それは目的に合致し、その行動目標(objectives)達成のために、機関に必要な重荷を負わせる。

40 国からなる欧州高等教育圏(EHEA)は、政治システム、高等教育システム、社会文化や教育の伝統、言語、願いや期待が多様性であることが特徴である。これが高等教育の質、基準、質保証に対して一枚岩となってアプローチできない理由である。この多種多様性を考慮して、ヨーロッパの誇りの一つとして一般的に認められているのだが、報告書では基準に対して狭義で、規範的で、非常に明確に計画されたアプローチを取ることを意識して避けている。基準と指針双方に、報告書は特定の要求に対して包括的な理念を好んで用いている。というものの、このアプローチは第一段階として広く受け入れられがちだと信じられているからである。また、欧州高等教育圏(EHEA)の別の高等教育集団と接触する場合、しっかりとした土台を提供することになるからでもある。包括的な基準はほとんどの調印国が国家(national)³レベルで一般的に共鳴できるものを見つけるべきである。しかしながら、包括的な理念は、ひとつの結果として基準と指針どのように成し遂げるかよりも何を成し遂げるかにより焦点化された。このように報告書は手続き上の問題を含んではいるが、特に2章に書かれている基準と指針に主眼を置いている。

最後に、強調しておかなければならないのは、この報告書の合意が、欧州高等教育圏(EHEA)における質保証規模のボローニャの最終目標(goal)の成就とは違うということである。先にはこの報告書で提案した事項を実行し、高等教育機関と外部評価を行う質保証機関の双方にある暗黙の質文化を確保するための作業がまだまだ残っている。

³ 報告書を通して、「国家(national)」という言葉は質保証機関、国家の事情やその権威に関しては、地域的な意味合いをも含む。

2 欧州基準と指針

「質保証における基準と手順と指針の同意」を構築する代表者(Ministers)の指示書には多くの重要な論点があげられている。「質保証」は高等教育においては多くの解釈に役立つ包括的な用語である。すべての状況をカバーする一つの定義を使用することはできない。同様に、「基準」という単語はヨーロッパ中で、狭義に定義された規制基準の声明から適正実施(good practice)の一般的表現まで、いろいろな方法で採用されている。また、国立高等教育システムという地域的な内容の中ではまた違った意味を持っている。

さらに、草案のプロセス自身、質保証集団(community)内でも高等教育機関と外部評価者間で持つべきふさわしい関係に関する考え方に基本的にかなり違いがあることを明らかにしている。主にプログラムや公的機関(institutions)を accredit する政府機関(agency)からのある例では、質保証における外部評価は、質保証機関(agency)とそれを assess する高等教育機関の間にある明らかな距離を要求しながら、本質的に「消費者保護」の問題であるという考え方をする。一方他の政府機関(agency)は学習とそれに伴う資格プログラムの基準と質の改良を追及するアドバイスと指針の条項である、質保証における外部評価の主目的を見る。後者の場合、評価者と評価を受ける者の間の緊密な関係が要求される。しかし、他の場合、説明責任と改良のバランスを求めながら二者間のどこかの位置で適応したいと希望している。

これらの問題に関して違った考え方をするのも質保証機関(agency)であるだけではない。高等教育機関(institutions)と学生代表組織(bodies)の関心はいつも同じであるわけではない。前者は(公的機関(institution)全体のレベルで)規則や evaluation の外部評価を最低限にして高いレベルの自治を求め、後者はプログラムと質のレベルで、頻繁な調査を通じた質公的機関(institutions)に公式に説明可能であることを求める。

最後に、基準と指針は、ボローニャ宣言に記載されている高等教育の三循環にだけ関連し、研究分野や一般組織の管理をカバーするつもりはない。

基準と指針の背景

報告書のこのセクションは欧州高等教育圏(EHEA)で提案された質保証に対する基準と指針を含む。基準と指針はヨーロッパのすべての高等教育機関(institutions)と質保証機関(agency)に、その構造や機能やサイズ、または機関がある国のシステムに関わりなく、適用されるようにデザインされている。先にも述べたように、それぞれ機関の手順(institutional and agency procedures)はその自治が重要な部分であるので、報告書のこの章の提言(recommendations)で詳しい「手順」を含むことはふさわしいとは思われていなかった。公的機関(institutions)や政府機関(agency)が各自の文脈の中で協力しながら、この報告書に含まれる基準に適応する手続きの重要性を決めるのは、[その機関](#)自身のためになるだろう。

その出発点として、基準と指針は、「質保証に対する欧州規模の目的は、国家間の文脈と専門分野の多様性を尊重しながら、相互信頼を促進し、透明性を向上することである」と

宣言する欧州大学協会(EUA)の「2003年6月のGraz宣言」の精神を支持する。Graz宣言との調和をはかりながら、この報告書に含まれる基準と指針は国家別の高等教育システムの最重要性と、国内での公的機関(institutional)と政府機関(agency)の自治の重要性と、異なる学問教科の独自の要求を認めている。加えて、基準と指針はENQAがコーディネートしたパイロットプロジェクトである「多国籍欧州評価プロジェクト」の間に得られた経験によるものが大きい。そのプロジェクトでは三つの分野でヨーロッパの国境を超えた質のevaluationプロセスの操作上のかかわり合いが調査された。

基準と指針は2005年3月に欧州高等教育圏(EHEA)で刊行された質集中の研究(the quality convergence study)をも考慮に入れている。その研究では外部質保証と集中に対する制約への異なる国家アプローチの違いに対する理由が検討されている。さらにベルリン・コミュニケでの代表者(Ministers)の発言も反映している。それは「機関の自治の原則と調和しながら、高等教育における質保証に対する主要責任は各機関(institution)自身にあり、これが国内の質の枠組みの中で、学術的なシステムの真の説明責任の基礎を提供する」というものである。したがってこの基準と指針の中で、国内の質文化の創造と発展と、外部質保証手順が果たすであろう役割の間での適正なバランスが求められている。

加えて、基準と指針は特に欧州 accreditation 協会(ECA)によって2004年12月に刊行された「適正実施(GP)基準」からも恩恵を受けている。他の観点は以下の文書に含まれている。ESIBの「同意したヨーロッパレベルの基準、手順と指針に関する宣言(2004年4月)」、「質保証と accreditation 機関(agency)の peer review に関する宣言(2004年4月)」、EUAの「ベルリン・コミュニケの文脈の中での質保証の政治的な立場(2004年4月)」、EURASHEの「ボロニャ・プロセスにおける施政方針(2004年6月)」。最後に国際的な観点は、質保証における外部評価基準を国際ネットワーク高等教育の質保証機関の国政的ネットワーク(INQAAHE)によって実施されている「適正実施(GP)指針」と比較することによって含まれる。

1部と2部の序論：高等教育の質保証における内外部評価に対する欧州基準と指針

続く高等教育の内外部質保証のための基準と指針は、欧州高等教育圏(EHEA)で機能する高等教育機関(institutions)と質保証機関(agency)で使用するために質と基準に関わる重要な地域をカバーしながら発展した。

この基準と指針の目的は、参照できる共通の枠組み、それは両機関によって同様に使用されるものを提供することと同様に、独自の質保証システムを展開しようとする高等教育機関(institutions)と外部質保証を行おうとする政府機関(agency)の双方に援助と指導の根源を供給することである。この基準と指針には実行を指示したり、規定するあるいは不変なものとして解釈されたりする意図はない。

欧州高等教育圏(EHEA)のいくつかの国では、教育庁や同等組織が基準と指針にカバーされたいくつかの地域に責任を持つ。そのような場所では、担当庁や組織は十分な質保証のメカニズムが実施され、独立したレビューの対象であるということを保証するべきである。

基本原理

基準と方針は欧州高等教育圏(EHEA)の高等教育の内外部質保証に関する多くの基本原理に基づいている。ここには以下が含まれる：

- ・ 高等教育を提供するものは質の提供と保証に対して主要責任を持つ；
- ・ 高等教育の質と基準における社会の関心は保護されるべきである；
- ・ 学術プログラムの質は欧州高等教育圏(EHEA)中の高等教育の学生や他の利益を受ける人のために展開し、改良される必要がある；
- ・ 学術プログラムが提供され、支援される十分に効果的な組織構造が必要である；
- ・ 質保証プロセスにおける透明性と外部の専門知識の使用が重要である；
- ・ 高等教育機関(institutions)内で質文化を奨励するべきである；
- ・ 高等教育機関(institutions)が、公的あるいは私的資金投資に対するものも含めた説明責任を説明することができるプロセスが構築されるべきである；
- ・ 説明責任のための質保証は強化目的の質保証と完全に適合する；
- ・ 公的機関(institutions)は自国でも国際的にもその質を説明できるようにすべきである；
- ・ 使用されるプロセスは多様性や改革を抑えるべきではない。

基準と指針の目的

基準と指針の目的は以下のことからである：

- ・ 欧州高等教育圏(EHEA)の高等教育機関(institutions)の学生が利用できる教育を改良すること；
- ・ その質を管理し強化する高等教育機関(institutions)を補助すること、その結果、その機関としての自治の正当化を援助すること；
- ・ 関連する仕事における質保証機関(agency)の背景を成すこと；
- ・ 関係者すべてが理解するように、外部質保証をもっと透明性があり簡単にすること。

基準と指針の行動目標(objectives)

基準と指針の行動目標は以下のことからである；

- ・ 活気のある知識人や学業成績を助長する高等教育機関(institutions)の発展を奨励すること；
- ・ 質保証の独自文化を発展させるときに、高等教育機関(institutions)と他の関連機関(agency)に援助と支援のもとになるものを提供すること；
- ・ 情報を与え、高等教育機関(institutions)、学生、雇用者との関係者の、高等教育のプロセスと成果に対する期待を引き上げること；
- ・ 高等教育の提供と欧州高等教育圏(EHEA)内の質の保証を参照する際の一般的は枠組みに寄与すること。

外部質保証

この報告書で提案された基準と指針は外部質保証のための重要な役割を想定している。このフォームはシステムからシステムへと変動し、異なるタイプの機関の evaluation ; 専門分野やプログラムの evaluation ; 専門分野、プログラム、機関のレベルに対する accreditation ; それらの組み合わせを含めることができる。このような外部 evaluation は十分な効果のために、特定の行動目標(objectives)とともに、そしてその行動目標(objectives)の達成を目標としたメカニズムと方法の使用について、質保証における計画立てられた自己評価の方法に大きく頼っている。

質保証は以下の事項を含む多くの目的のために外部評価機関(agencies)が請け負っている :

- ・ 高等教育のための国の学問水準への予防手段 ;
- ・ プログラム、公的機関(institutions)いずれか、あるいは双方の accreditation ;
- ・ 利用者保護 ;
- ・ プログラムと公的機関(institutions)についての (量的、質的な) 独自に検証される情報を公に提供すること ;
- ・ 質の改良と強化。

欧州質保証機関(agencies)の活動は、それが操作される管轄区域と環境の法的、社会的、文化的要求を反映するだろう。質保証機関(agencies)自身の質保証に関連する欧州水準はこの章の 3 部に含まれる。

質保証機関(agencies)によって実行されたプロセスは適度にその目的と達成するつもり成果を頼りにしている。原則的に質の強化を強調することに関心のある政府機関(agencies)に認められた手順は、その機能が強力な「消費者保護」を供給することを第一とする機関とはかなり違っているかもしれない。続く水準は、外部質保証でヨーロッパにまたがる基本的な適正実施(GP)を反映するが、何が調べられるべきかやどんな質保証活動が行われるべきかといった詳しい指針を供給しようとはしない。情報交換によってすでに政府機関(agencies)や当局間では意見が一致する要素が出現していることを知っているにもかかわらず、それは国の自治に関することである。

しかしながら、すでに外部質保証手順に適正実施(GP)の一般原則がいくつかある :

- ・ 機関(institutions)自治は尊重されるべきである ;
- ・ 学生や労働者市場の代表など他の関係者の関心は、外部質保証手順の最前部にあるべきである ;
- ・ 可能なところではどこでも、使用は機関自身の内部質保証活動の結果と見なされるべきである。

「指針」は適正実施(GP)についての追加情報を与え、ある場合にはより詳細に基準の意味や重要性を説明する。指針は基準自身の一部ではないが、基準はそれとあわせて考慮されるべきである。

1 部：高等教育の内部質保証のための欧州基準と指針

1.1 質保証の方針と手順

基準：

機関(institutions)はプログラムと awards に方針とそれに伴う質と基準保証のための手順を持つべきである。また、その仕事における質と質保証の重要性を認める文化の発展に専門的な知識をささげるべきである。これを達成するために、機関(institutions)は質の継続的な強化に対する計画を展開、実行するべきである。

その計画、政策、手順は正式の立場であり一般に利用できるようにすべきである。またそこには学生や他の関係者の役割が含まれるべきである。

指針：

正式な方針と手順は、高等教育機関(institutions)がその中で発展でき、質保証システムの効果を監視できるような枠組みを与える。また、機関自治に国民の信頼を与えるのに役立つ。方針は意思の表明と達成される重要な手段を含む。手続き上の指針は、その中で方針が実施され、手順が実行される実際の局面について知る必要のある人々に役立つ参照点を与えられる方法について、より詳細な情報を与えることができる。

施政方針は以下が含まれることが望ましい：

- ・ 機関(institution)内の教育活動と研究間の関係；
- ・ 質と水準に対する機関(institution)の計画；
- ・ 質保証システムの機構；
- ・ 質の保証に対する部（学科）、学校、構成員や他の組織的な単位や個人の責任；
- ・ 質保証における学生の関与
- ・ 方針が実行され、監視され、改良される方法。

欧州高等教育圏(EHEA)の現実は機関(institution)のすべての段階で、そのプログラムがはっきりと意図した成果を確実にし；そのスタッフの準備が整い、よろこんで教育活動と学生が成果を達成できるよう助ける学習者支援を与えることを確実にする；また、特別優秀で専門知識と献身を示すスタッフによる仕事への完全で、タイムリーで、実現可能な貢献をみとめることを確実にするという公約に決定的に依存している。

1.2 プログラムと award の承認、監視および定期的レビュー

基準：

機関(institution)はプログラムと awards の承認、定期的レビュー、監視に対して正式なメカニズムを持つべきである。

指針：

学生や他の関係者の高等教育に対する信頼は、プログラムが確実に効果的にデザインされ、定期的に監視され、定期的にレビューされ、それゆえ継続的な妥当性と通貨を確保するような効果的な質保証活動を通すと、より確立しやすく維持しやすい。

プログラムと awards の質保証は以下が含まれることが望ましい：

- ・ はっきりと意図された学習成果の発展と刊行；
- ・ カリキュラムとプログラムデザインと内容への念入りな配慮；
- ・ (たとえば、フルタイム、パートタイム、遠隔学習、e-ラーニングなど) 配信方法や (たとえば、学問的、職業的、専門的などの) 高等教育の型が違う場合の特定のニーズ；
- ・ ふさわしい学習資料の利用；
- ・ プログラムを教える手順というより組織(bodies)による正式なプログラムの承認手順；
- ・ 学生の進捗と到達度の監視；
- ・ (外部のパネル・メンバーを含む) プログラムの規則的な定期レビュー；
- ・ 雇用者、労働市場の代表者やその他関係機関からの規則的なフィードバック；
- ・ 質保証活動における学生の参加。

1.3 学生の assessment

基準：

学生は一貫して適応される刊行されている基準や規則や手順を使って assess されるべきである。

指針：

学生の assessment は高等教育の最も重要要素の一つです。assessment の結果は学生の「将来の仕事」にはかり知れない影響がある。だから assessment が常に専門的に遂行され、testing や examination のプロセスに必要な幅広い知識を考慮に入れることは重要である。assessment はまた試験(testing)と学習者支援の効果について機関(institution)に貴重な情報を与える。

学生 assessment 手順は以下のことが期待されている：

- ・ 意図した学習成果と他のプログラムの行動目標(objectives)の達成を測定するようにデザインされていること；
- ・ 診断用、形成的、累積的などその目的にふさわしいこと；
- ・ 明瞭で公開された marking のための基準を持つこと；
- ・ 未来の資格を想定した知識と技術の到達に向けた学生の進行度合いにおける assessment の役目を理解する人々によって行われること；
- ・ 可能な場所では、一人の試験管の判断によらないこと；
- ・ examination 規定によって起こるであろうすべての結果を考慮に入れること；
- ・ 学生の欠席や病気や他の軽減事由を補う明瞭な規定を持つこと；
- ・ 機関(institution)の規定する手順に従って assessment が確実に行われるということを確かめること；

- ・ 手順の正確さを保証する行政の確認項目に従うこと。

加えて、学生ははっきりとプログラムに使用された assessment 方針、どんな examinations や他の assessment 手法にしたがったか、それに何を期待しているのか、その assessment of their performance に適応される基準について知らされるべきである。

1.4 教授陣の質保証

基準：

機関(institution)は、学生の指導に関わるスタッフが資格を持ち、その力量があることを満足する方法を持つべきである。外部レビューを行う人々が利用することができ、報告書にコメントされるべきである。

指針：

教師はほとんどの学生が利用できる最も重要な唯一の学習資源である。教える人々は十分な知識と教える科目に対する理解を持ち、教科内容の範囲で教師の知識と理解を効果的に学生に伝えるのに必要な技術と経験を持ち、その行動に対する反応にアクセスできることは重要である。機関(institution)は、新スタッフの確保と任命手順に、新しいスタッフ全員が資格の最低限レベルを持っていることを確かめる方法を含むことを保証すべきである。教授陣は教授能力を発展、伸長させる機会を与えられるべきであり、その技能を進んで評価するべきである。機関(institution)は能力のない教師に受け入れられるレベルにまで技能を改良する機会を提供するべきであり、もし明らかに効果が見られない場合、教える仕事からははずす手段を持つべきである。

1.5 学習資料と学生支援

基準：

機関(institution)は学生の学習支援に利用できる資料が与えられたプログラムごとにふさわしく、また十分であるよう保証するべきである。

指針：

教師に加えて、学生は学習を支援する一連の情報に依存する。資料は図書館やコンピュータ施設などの物理的資源からチューターやカウンセラーや他のアドバイザーなどの形をとる人的支援まで多様である。学習資料や他の支援メカニズムは学生にとって簡単にアクセスでき、必要性を考慮してデザインされ、提供されるサービスを利用した人々からの反応に敏感であるべきである。機関(institution)は、学生が利用できるサービス支援の効果を定期的に点検、レビュー、改良されるべきである。

1.6 情報システム

基準：

機関(institution)は学習や他の活動のプログラムを効果的に管理するための関連情報の収集、分析、使用を保証するべきである。

指針：

機関(institution)の自己認識は効果的な質保証のための出発点である。機関(institution)は自身の活動についての情報を収集、分析する手段を持つことは重要である。これがなければ、機関(institution)は何が効果的に機能し、何に注意が必要か、革新的実践の結果はわからないだろう。

個々の機関(institution)が要求した質に関連した(quality-related)情報システムは、ある程度地域環境によるものであるが、少なくとも以下の事項をカバーすることが望まれる：

- ・ 学生の進捗と成功率；
- ・ 卒業生の雇用可能性；
- ・ プログラムへの学生の満足度；
- ・ 教師効果；
- ・ 学生人口のプロフィール；
- ・ 利用できる学習資料とその価格；
- ・ 機関(institution)自身の主要業績評価指標。

欧州高等教育圏(EHEA)内外の同様の組織と比べると、機関(institution)における価値もある。これによって自己認識の範囲を広げることができ、自身の実践を改良することができる方法にアクセラレーションできる。

1.7 情報公開

基準：

機関(institution)は提供するプログラムと award についての最新の、公平で客観的な情報を質的、量的な形で定期的に刊行すべきである。

指針：

この公的な役割の履行として、高等教育機関(institutions)は情報提供に責任を持つべきである。提供する情報は、提供するプログラム、その期待される学習成果、与える資格、指導、使用された学習手順と assessment の手順、学生が利用できる学習機会についてである。刊行された情報にはまた、過去の学生の雇用先と今後の見通しと現在の学生人口のプロフィールも含まれることがある。この情報は正確、公平、客観的で簡単に入手できるべきであり、単にマーケティング機会として利用されるべきではない。機関(institution)の公平さと客観性についてはそれ自身の期待に応えていることを検証すべきである。

2 部：高等教育機関(institutions)内での外部質保証のための欧州基準と指針

2.1 内部質保証手順の使用

基準：

外部質保証手順は、1 部に述べられた欧州基準と指針の内部質保証の効果を考慮に入れるべきである。

指針：

1 部に含まれる内部質保証のための基準は外部質保証プロセスの貴重な土台を提供する。機関(institution)自身の内部方針と手順は、基準を満たすのはどの程度であるかを定めるために外部手順の中で注意深く評価(evaluate)されることは重要である。

もし高等教育機関(institutions)がそれ自身の内部質保証のプロセスの効果を示すことができ、そのプロセスが質と基準をきちんと保証するなら、そのとき外部プロセスはほかのプロセスに比べて徹底的なものではないかもしれない。

2.2 外部質保証手順の開発

基準：

質保証の手順の基本目標(aims)と行動目標(objectives)は、手順それ自身が開発される前に、(高等教育機関(institutions)を含む)すべての責任者によって決められるべきである。また、使用される手順の解説を添えて刊行されるべきである。

指針：

明瞭な目的と透明性のある手順を確保するために、外部質保証の方法(methods)は、高等教育機関(institutions)を含む重要な関係者を伴うプロセスを通してデザインされ、構築されるべきである。最後に同意をみる手順は刊行され、使われる手順の記述と同様にプロセスの基本目標(aims)と行動目標(objectives)の明確な説明を含むべきである。

外部質保証は含まれる機関(institutions)に要求するので、予備段階の影響調査(impact assessment)は、認められる手続きが適切で、必要以上に高等教育機関(institutions)の一般業務を干渉しないことを確かめるために行われるべきである。

2.3 決定基準(criteria)

基準：

外部質保証活動の結果としてだされた公式な決定はどんなものでも、一貫して適用される明確な公的基準に基づくべきである。

指針：

質保証機関(agencies)によってなされた公式決定は、判断される公的機関(institutions)とプログラムに大きな影響をもたらす。平等と信頼のために、決定は刊行された基準に基づいて、一貫した方法で解釈されるべきである。結論は記録された証拠に基づき、必要であ

れば、機関(agency)はその決定を調整する方法を整えるべきである。

2.4 目的にあった手順

基準：

すべての外部質保証の手順は、そのために設定された基本目標(aims)と行動目標(objectives)の達成を確実にするように明確にデザインされるべきである。

指針：

欧州高等教育圏(EHEA)内の質保証機関(agency)は違う目的、違う方法によっては違う外部プロセスを行う。機関(agency)が自ら定義し、刊行した目的に沿った手順を行うべきでだということはきわめて重要である。しかしながら、経験が示すように、外部レビュープロセスのいくつかの広く利用される要素がある。その要素は妥当性、信頼性、実用性を確実にするだけでなく、欧州規模の質保証への基盤を提供する。

この要素の中で、以下は特筆すべき事項である：

- ・ 外部質保証活動を行う専門家はふさわしい技術を持ち、その仕事を遂行する力量を持つのだという主張
- ・ 専門家の選出における配慮；
- ・ 適切な概況報告や専門家養成の提供；
- ・ 国際的な専門家の利用；
- ・ 学生の参加；
- ・ 使用されたレビュー手順が到達する成果と結論を支えるという相当な証拠を提供するには十分であるということを保証すること；
- ・ 自己評価、査察、草案、報文、レビューのフォローアップモデルの利用；
- ・ 質保証における基本的な要素としての制度的改善と強化政策の重要性の認識

2.5 報告

基準：

報告は、簡潔で、読者が簡単に入手できる文書として刊行されるべきである。報告書に含まれるどんな決定、称賛、提言も読者にとって分かりやすいものであるべきである。

指針：

外部質保証プロセスからの最大の恩恵を確実にするために、報告書は意図される読者層の要求に応えるべきだということが重視される。報告書はときに異なる読者層集団に提供するように意図されるので、構造、内容、文体、文調に特別注意を払わなければならない。

一般的に、報告書は記述、(関連する証拠を含む)分析、結論、推薦(commendations)、提言(recommendations)をカバーする構造であるべきである。一般読者をレビューの目的や形態や決定基準を理解させる十分な前説明をすべきである。重要な成果、結果、提言は読者が容易に探することができるべきである。

報告書は容易に入手できる形態で刊行されるべきである。また（関連機関(institutions) 以外の）報告書の読者や利用者がその有効性を解説する機会があるべきである。

2.6 追加 (follow-up) 手順

基準：

行動への提言を含む、あるいは続いて起こる行動計画を要求する質保証手順は、一貫して遂行される、あらかじめ定められた追加(follow-up)手順を持つべきである。

指針：

質保証は原則的に個別の外部調査(individual external scrutiny events)に関するものではない：つまり、それは継続的によりよい仕事をしようとするものであるべきである。外部質保証は報告書の刊行で終わるのではなく、提言がふさわしく処理され、要求された行為が文書に作成され、実行されることを保証する体系化されたフォローアップ手順を含むべきである。この手順は機関(institutional)やプログラムの代表者との更なる出会いを含むこともある。行動目標(objective)は、改善が確認された地域がスピーディーに処理され、更なる強化が奨励されるように保証することである。

2.7 定期的審査

基準：

institutions の外部質保証とそのプログラムの両方、あるいはそのどちらかは、周期的な基準で行われるべきである。周期の長さで使用されるレビューの手順ははっきりと定義され、事前に刊行されるべきである。

指針：

質保証は静的ではなく、動的なプロセスをとる。それは継続的で、「人生に一度きり」ではない。最初のレビューや、正式なフォローアップ手順の完成で終わるのではない。定期的に更新されなければならない。次の外部レビューは前のできごとから起こった進捗状況を考慮するべきである。すべての外部レビューに利用されたプロセスは、外部質保証機関(agency)によってはっきりと定義されるべきである。また機関(institutions)への要求は、その行動目標(objectives)の達成に必要な分以上に大きいものであってはならない。

2.8 情報管理用(system-wide)分析

基準：

質保証機関(agency)は時々、レビューや evaluation や assessment などに見られた一般的な結果を説明、分析する概略報告書(summary report)を発行するべきである。

指針：

すべての質保証機関(agencies)は、高等教育全体にわたって個別プログラムと(または)機関(institutions)についての豊富な情報を収集し、この情報によって資料を体系的に分析することができる。また、このような分析は、展開、傾向、良い実践の出現、持続的な問題や弱点について大変有益な情報を与え、政策展開や質強化の有益な道具になることができる。機関(agencies)は、その作業から最大の利益を引き出すために、活動の中に研究開発機能を含めて考慮すべきである。

3部：外部質保証機関のための欧州基準

欧州外部質保証機関(agencies)の成長は1990年代初めより拡大し続けている。同時に機関(agencies)内の最適実施への協力と共有はこの発展の総合的要素であった。すでに1994、95年には欧州委員会が始めたいわゆる欧州パイロットプロジェクトが、機関(agencies)との質保証の基本的な方法論の相互承認という結論を迎えていた：つまり、独立機関、自己評価、外部査察と公式報告書などが、1998年に質高等教育の保証に関するEU議会提言を生み出した。2000年の欧州質保証ネットワーク(ENQA)の基準は、したがって、協力体制の発展がもたらした当然の形式化であったと同時に、ENQAは1990年代中に到達した最新の合意を基礎とすることができている。

続く、外部質保証機関(agencies)のための欧州基準は、欧州外部質保証のまだ早い歴史におけるこの展開を前提として発展してきた。そのうえ、基準は詳細すぎ、規範的すぎるべきではないということ意識して希望している。その基準は組織とプロセスの中で国や地域の経験や期待を反映する欧州質保証機関(agencies)の自由を減少させてはならない。しかしながら、基準は、機関(agencies)の専門性、信用性、完全性が関係者に透明であり、機関(agencies)内で目に見える比較可能性を許し、必要な欧州規模を可能にすることを保証しなければならない。

このように基準はまた当然、機関(agencies)の相互承認にむけて行われた作業や、機関(agencies)のevaluationsやaccreditationsの結果に貢献することも付け加えられるべきである。この作業は高等教育における北欧質保証ネットワーク(NOQA)で検討されており、欧州 accreditation 協会(ECA)による「適正実施(GP)基準」の一部でもある。

いくつかの「指針」が、適正基準の追加情報を提供し、ある場合は基準の意味と重要性をより詳細に説明するために加えられた。指針は基準自身の一部ではないにもかかわらず、基準はそれとあわせて考えるべきである。

3.1 高等教育の外部質保証手順の使用

基準：

政府機関(agencies)の外部質保証は、欧州基準と指針の2部に述べられた外部質保証手順の存在と効果を考慮に入れるべきである。

指針：

2部に含まれる外部質保証の基準は外部質保証プロセスにとって貴重な土台を提供する。

それは 1990 年代初めからヨーロッパで質保証の発展を通して得られた最適基準と経験を反映している。よってこの基準は高等教育機関(institutions)に向けて質保証機関によって適用されたプロセスに統合される。

外部質保証のための基準は外部質保証機関(agencies)とともに高等教育機関の専門的で、信頼にたる質保証を構成する。

3.2 公的立場

基準：

政府機関(agencies)は欧州高等教育圏(EHEA)内の管轄する諸機関から、外部質保証に責任をもつ機関(agencies)として正式に認められるべきであり、法的ベースで制定されるべきである。また、扱う範囲内の法的権限の要求にも応じるべきである。

3.3 活動

基準：

政府機関(agencies)は（制度上、あるいはプログラムレベルの）外部質保証活動を定期的に行うべきである。

指針：

これらの活動は evaluation、レビュー、audit、assessment、accreditation あるいは、他の同様の活動を含むことがあり、機関(agency)の中心機能の一部である。

3.4 情報資源(resources)

基準：

政府機関(agencies)は、プロセスと手順の開発に十分な措置とともに外部質保証手順を効果的で十分に組織、運営できるだけの情報資源(resources)を人材的にも経済的にも持つべきである。

3.5 任務に関する声明(mission statement)

基準：

入手可能な公式声明に含まれる仕事に対する明確な(clear and explicit)最終目標(goals)と行動目標(objectives)を持つべきである。

指針：

これらの声明は機関(agencies)の質保証プロセスの最終目標(goals)と行動目標(objectives)、高等教育、特に高等教育機関(institutions)の関係者との分業、その作業の文化的、歴史的

文脈を説明するべきである。声明は、外部質保証プロセスが機関の主な活動であることと、その最終目標(goals)と行動目標(objectives)に到達する体系的なアプローチがあることを明らかにすべきである。どのように声明が明瞭な方針と管理計画に言い換えられるかを示す文書が作成されるべきである。

3.6 独立性(independence)

基準：

政府機関(agency)は、その運営に対して自ら責任を持ち、かつ、報告書の中の結論や提言が高等教育機関(institutions)や大臣や他の関係者のような第三者に影響されない程度に独立しているべきである。

指針：

機関(agency)は指標を通してその独立性を示す必要がある。たとえば以下のように：

- ・ 高等教育機関(institutions)や政府から経営上独立していることが公的文書で保証されている(たとえば、統治法や立法機関制定法など)
- ・ その手順と方法の定義と運用、外部専門家の指名と任命、質保証結果の決定は政府、高等教育機関(institutions)、政治的影響力を持つ機関から自律的、独立的に行われる。
- ・ 高等教育の関係者、特に学生や学習者は質保証プロセスコースの中で意見交換する一方、質保証プロセスの最終結果は機関(agency)の責任が残る。

3.7 政府機関(agency)によって使用される外部質保証基準と手順

基準：

政府機関(agency)によるプロセス、基準、手順は事前に定義され、公式に入手できるようにしておくべきである。一連のプロセスには一般的に以下のことが含まれる：

- ・ self-assessment あるいは、質保証手順の対象による同等の手順
- ・ 必要に応じて、一人あるいは複数の学生や政府機関(agency)によって指定された査察を含む専門家グループによる第三者 assessment
- ・ 決議、提言、それ以外の公的な成果を含む、報告書の刊行
- ・ 質保証手順の対象による行動を報告書に含まれる提言を踏まえて再検討する(review)事後(follow-up)手順

指針：

機関(agency)は特定の目的に対する他のプロセスと手順を展開したり、使用することがある。

機関(agency)はいつも公表された原則に注意を払うべきであり、そこでの要求とプロセスが専門的に管理されていることと、たとえ決定が異なる人々の集団によって作られたとしても、結果と決定が一定の方法で到達することが保証されるべきである。

正式な手順をへた結論がある正式な質保証の決定、結論を行う機関(agency)は審判手

続きを持つ。審判手続きの性質と形態は各機関(agency)の構造を考慮して決定されるべきである。

3.8 説明責任の手順

基準：

政府機関(agency)は自らの説明責任に対する手順を整えるべきである。

指針：

これらの手順には以下が含まれることが望ましい：

- 1 . ウェブサイト上で利用可能になったその機関(agency)自身の質の保証のための公開された方針；
- 2 . 以下が示された文書；
 - ・ 機関(agency)のプロセスと結果がその使命と最終目標(goal)の質保証を反映する；
 - ・ 機関(agency)は、外部の専門家の仕事における利害関係のない構造を整え、支援する；
 - ・ もし質保証手続きの一部あるいは全要素が他の団体(party)に下請けされるなら、機関(agency)は機関の下で請け負った者が作り出した活動と材料の質を保証する信頼できる構造を持つ；
 - ・ 機関(agency) 自身の発展と改良を報告し、支持するために、内部フィードバック構造（つまり機関自身のスタッフと委員会(council)/理事会(board)からのフィードバックを集める手段(means)）；内部反映構造（つまり改良のための内外部提言に反応する手段(means)）；外部フィードバック構造（つまり今後の展開のための専門家や査察された機関(reviewed institutions)からのフィードバックを集める手段(means)）を含む内部質保証手順を整える。
- 3 . 少なくとも 5 年度ごとの機関(agency)活動に対する強制的な周期的外部レビュー

3 質保証機関(agency)のためのピア(peer)レビューシステム

ベルリンにおいて、代表者は「EUA、EURASHE、ESIB の協力を得て、メンバーを通じて ENQA に、質保証と accreditation 双方、あるいはどちらかの機能を持つ機関(agency)と組織(bodies)のための適格なピアレビューシステムを保証する方法を探求するよう」要請した。

ENQA とそのパートナーは、機関(agency)のピアレビューのシステムにピアレビュープロセスをだけでなく、レビューのもとになりえるような質の基準を深慮することを含めた指令書の解釈に基づいて、この要請に応えてきた。さらに機関(agency)のピアレビューは、最終目標(goal)である機関(agency)の質の透明性、視認性と比較可能性を達成する手段として、基本的には解釈されるべきであるという合意(agreement)がプロセスの中にある。

したがって、この報告書は主な提案として、ヨーロッパ内で高等教育を運営している認可外部質保証機関(agency)の登録者の作成がある。この提案は、本質的に、すぐに評価(recognition)の価値や accreditation レベルからの利益を熱心に望む質保証組織(bodies)が増加しそうだという期待に対する応答である。他のところでは、すでに設立された機関(agency)の利益を守るためではなく、質保証の恩恵は悪評の実践家の活動によって減少されないことを明らかにするために、このような企業をコントロールするのが困難であることが経験的に示されているが、ヨーロッパにはこの新しい市場の実用的管理を練習する独自の機会が考えようによってはある。

この提案における作業は、原則的にヨーロッパの事情と要求を考慮している。同時にプロセスにおいて同様の経験とプロセスが国際的に展開しているという意識もある。したがって、この章は報告書のこの部分の草案に関連する国際経験とイニシアチブに対する簡単な分析から始める。それからここでは、補完性原理とヨーロッパで活動する外部質保証機関(agency)の欧州基準にもとづいて提案されたピアレビューシステムを概説する。ピアレビューと機関(agency)が欧州基準を順守することが、登録簿(register)作成の重要な役割を担っている。最後に高等教育における質保証のための欧州諮問評議会が提案される。

国際事情(International context)

ヨーロッパだけが現在高等教育質保証の分野において動的な発展が起こっている地域というわけではない。このセクションではいくらかの経験と組織(organizations)のイニシアチブを記す。組織(organizations)とはたとえば、高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク(INQAAHE)、国際大学長協会(IAUP)、米国高等教育 accreditation 協議会、OECD や UNESCO などである。質保証に関連したこれらの組織(organizations)の仕事が有益であることは、この報告書の草案の中に見出せる。たとえこの国際経験が直接特定の提言に含まれなくとも、この章の提言に関連する形で複数の重要な国際要素が以下に提示されてい

る。

質の良さと外部質保証機関(agency)の適正実施(GP)が同じになることも数年間国際議題に予定されている。どの機関(agency)が外部質保証の役割を果たす資格があるかを見極める高等教育機関(institutions)の必要性を見出すために、INQAAHE は 1999 年から外部質保証機関(agency)のための質レベルと当初は IAUP によって先導された考えを議論した。質レベルは広く反対され、代わりに INQAAHE が機関(agency)の適正実施(GP)基準の考案に焦点が当てられた。結果は、同時に目的と歴史文化的事情の点から国際的な多様性のある機関(agency)を認めながら、適正実施(GP)の公約数を表す一連の行動指針である。

機関(agency)のピアレビューに関する提言の点からみると、CHEA が行った仕事は適切である。CHEA は、US 地域の、分化した、全国的な、専門 accreditation 機関(agency)の包括的組織(body)として機能している非政府組織(NGO)である。CHEA による評価を求める accreditation 組織(organizations)は、その組織が CHEA 評価基準を満たしていることを示さなければならない。accreditation 組織(organizations)は学術的な質を高め、説明責任を示し、改善を奨励し、適切な手順を採用し、継続的に accreditation 実践を再評価(reassess)し、十分な資源を保有することを求められる。CHEA はメンバーが 6 年ごとにいわゆる評価レビューを受けることを要求する。CHEA アプローチとこの報告書の提案の間には、たとえば、周期的なレビューの観点など、基本的な同意点と互換性がある。しかしながら、この報告書は機関(agency)の質保証への明確な焦点化を優先している。

国境を越えた高等教育への質の提供の指針を立案するために、OECD と UNESCO が共同で別々の主導権(separate initiative)を取っている。OECD-UNESCO 指針は 2005 年に完成されるが、草案プロセスでは、高等教育の国際化を調整する必要性と存在する全国的な質保証能力が国内機関(institutions)による国内交付に過度に焦点化されすぎているという事実の対比を確認していた。したがって、恩恵を最大限に発揮し、高等教育の国際化の潜在的な欠点を抑制するために、現在の質保証システムが国内の providers とプログラムに加えて外国の providers とプログラムをカバーする適切な方法論とメカニズムを展開することは課題として提起される。

提案された OECD-UNESCO 指針は、外部質保証機関(agency)がその質保証協定(arrangements)が遠隔教育配信と他の非伝統的な教育配信形態と同様に、外国や営利目的型機関(institutions)/providers を確実に含むことを提言した。しかしながら指針の草案も、国内機関(agency)の権限に外国の providers を含むには、ほとんどの場合、国内法案と行政手順の変更が必要であることを認めている。

この報告書は高等教育機関(institutions)の質保証のための国際化の重要性と潜在的な重要性を認めている。提案された外部質保証の欧州基準の中に、この報告書への言及を含むことは非常に早く考慮されていたにもかかわらず、欧州登録の提言は、国境を越えて活動するヨーロッパの機関(agency)と同様にここで活動するヨーロッパ外の機関(agency)を含まないことは明確にしている。

継続する欧州プロセスは、機関(agency)が存在する地域的、国際的ネットワークを維持し、強めるべきであるという OECD-UNESCO 提言と完全に一致することも認めるべきである。

機関(agencies)の周期的なレビュー

欧州高等機関の外部質保証の領域は比較的若い。しかしながら、内外部の質保証機関(agencies)自身に焦点をあてることによって、近年機関(agencies)の仕事の信用性が増すことへの関心を証明していて、その中で成熟度が増しているという要素が考慮されるかもしれない。2003年2月、スペインのSitgesで行われたENQAのワークショップはそのテーマとして機関(agencies)の質保証を取り上げた。参加者は機関(agencies)の外部 evaluation の経験の存続を議論した。そのワークショップで得られた一つの結論は、ENQA がメンバーになっている機関(agencies)の周期的外部レビューを行う方向で作業するべきであるという提言であった。その結果、ENQA は、機関(agencies)の外部レビューの議論が ENQA ですでに始まり、E4 会合の要素であったときにベルリン指示書を受け入れた。

この報告書はどんな欧州機関(agency)も5年未満のインターバルでそのプロセスと活動の周期的外部レビューを実施し、提出すべきであると提言する。結果はある機関(agency)が外部質保証機関(agencies)のための欧州基準をどの程度順守したかを述べる報告書に文書化されるべきである(2章パート3参照)。

EHEA で高等教育の外部質保証における providers と operators の分布図は、疑いなく今後より複雑になるだろう。よって、機関(agencies)の質保証を考慮して、非-ENQA メンバーを含めることが重要である。そして提言された欧州基準対策のためにより重要なのは、もし向こうが望むなら、ヨーロッパ以外の機関(agencies)に開かれた機会を与えることである。したがって、報告書は、全国的に認識されたヨーロッパの機関(agencies)への提言の、そしてこのように暗示によって実際のあるいは潜在的な ENQA メンバーの焦点を定義することを希望するものではない。それどころか、ヨーロッパ以外だがヨーロッパで活動している機関(agencies)、あるいは全国的に認識されていないヨーロッパの機関(agencies)は欧州基準の順守を assess するレビューを選択することも許容されなければならない。

周期的レビューの一般原則は以下のように提案される：

- ・ 設立され、ポローニャ加盟国によって正式に national agency として認められた外部質保証機関(agencies)は、ふつう国家ベースでレビューされるが、それゆえたとえもし国境を越えて活動しても補完性原理の原則を尊重する。このヨーロッパの national agencies は一方内部の全国的ベースのレビューというよりむしろ ENQA によって組織されたレビューを選ぶかもしれない。機関(agencies)のレビューは機関(agencies)が外部質保証機関(agencies)のための欧州基準を順守しているかどうかの assessment を含むべきである。
- ・ 創設されたのではなく、ポローニャ加盟国に正式に認められた機関(agencies)は自らの主導で外部質保証機関(agencies)のための欧州基準に対してレビューされることを選ぶかもしれない。
- ・ レビューは Self-evaluation、専門家の独立委員会、刊行された報告書から成るプロセスに従うべきである。

外部レビューは典型的に国家あるいは機関(agency)レベルで先導される。よって、機関

(agency)のレビューはたいてい国家規則や機関(agency)で実施される内部質保証のプロセスにしたがう。この報告書は相互補完の原則を尊重することの重要性を特に強調したい。そしてだからこそ、5年後何のイニシアチブも国家的に、あるいは機関(agency)によって取られない場合にのみ、自身のメンバーを尊重して、機関(agency)に対してENQAがイニシアチブをとることが提案された。機関(agency)が非-ENQAメンバーで、5年後何のイニシアチブも国家的に、あるいは機関(agency)によって取られない場合、欧州登録委員会(ERC)がレビューの主導に対して責任を持つ。

国家当局がレビューのイニシアチブを取るとき、その目的は明らかにかなり広く、国家指示書などを機関(agency)で成就することを含む。しかしながら、国家的、機関(agency)、ENQAのどのレベルでイニシアチブが取られるかに関わらず、レビューはいつも、機関(agency)が提案された外部質保証機関(agency)のための欧州基準にどの程度従ったかを明確に考慮しなければならないということはこの提案の核心的要素である。ENQA総会は2004年11月の会議でENQAのmembership criteriaは提案された外部質保証機関(agency)のための欧州基準に従うべきだということを決定した。その結果、機関(agency)のレビューは欧州基準に沿った行動レベルを明らかにするだけでなく、同時にENQAのmembership criteriaの順守レベルを示すことになるだろう。

最後に、報告書は、適切な専門知識と経験に国際的な専門化のを含めることは、レビュープロセスに多くの恩恵を与えるだろう。

周期的レビューのフォローアップは何よりもまず、国家当局や機関(agency)のオーナーやもちろん、機関(agency)自身の責任であろう。メンバーである機関(agency)が外部質保証機関(agency)のための欧州基準にどの程度見合うかをENQAが認証しなければならない機関(agency)の場合だけENQAはフォローアップの役割を持つだろう。当てはまらない場合、ENQA規則はその結果を指定するだろう。

ひとつの機関(agency)の外部レビューの模範的なプロセスの説明に役立つ説明的アウトラインがこの報告書のannexに示されている。

ヨーロッパで活動する外部質保証機関(agency)の登録(register)

ENQAは2003年のベルリン加盟国会議の前に関係者の協力のもとに、公的、私的、主題的機関(agency)をカバーし、ヨーロッパで活動している、あるいはその計画のあるヨーロッパ質保証機関(agency)の登録を作成することを公約した。

登録は、ヨーロッパで活動している専門的で信用できる質保証機関(agency)を見分けることができるという、高等教育機関(institutions)と政府の関心に見合うものであった。この関心は当初は外国の学位(non-national degree)の認定という複雑な分野にその基礎があった。もしそれがどの程度までproviders自身が認定機関(agency)によって質を保証されるかが明白であれば、認定手順は強化されるだろう。次に、高等教育機関(institutions)が国境を越えて機関(agency)から質保証を求めることが次第に可能になった。高等教育機関(institutions)はもちろんこのプロセスで信頼できる登録から専門機関(agency)を特定することによって支援された。

登録することの最も価値のある財産はこのように機関(institutions)や他の関係者へ情

報を提供する価値であろう。そして登録はそれ自体で高等教育機関(institutions)の外部質保証の透明性、比較可能性を達成するための大変有益な道具となる。

登録は外部質保証機関(agency)のための欧州基準での新加入者の順守レベルを明らかにしなければならない。しかしながら、この報告書にランキングの道具として登録を提案するねらいはないということを強調しておくことは重要である。

登録はヨーロッパ外から活動している機関(agency)や多国籍、あるいは国際ベースの機関(agency)を含んだヨーロッパ内でサービスを提供するすべての機関(agency)からの申込者に公開するべきである。機関(agency)はピアレビューされるか否か、外部質保証のための欧州基準に順守するか否か、現実に国内だけで活動するのか国境を越えて活動するののかによって違った登録セクションに置かれるだろう。

したがって登録の構造は以下のような可能性がある：

セクション1 . ピアレビューされる機関(agency)、以下のカテゴリーにわかれる

- ・ これまでレビューされていて、外部質保証機関(agency)のための欧州基準をすべて満たすヨーロッパの官公庁
- ・ これまでレビューされているが、外部質保証機関(agency)のための欧州基準をすべて満たしてはいないヨーロッパの官公庁
- ・ ヨーロッパで活動し、これまでレビューされていて、外部質保証機関(agency)のための欧州基準をすべて満たす外国のまたはヨーロッパ以外の機関(agency)
- ・ これまでレビューされているが、外部質保証機関(agency)のための欧州基準をすべて満たしてはいない外国のまたはヨーロッパ以外の機関(agency)

セクション2 . レビューされない機関(agency)

- ・ これまでレビューされていないので、登録簿に含まれる応募者から得られた情報によって記載されたヨーロッパの官公庁、外国のまたはヨーロッパ以外の機関(agency)

登録の構造を表にするとこのようになる：

提案された登録の構造		レビューされる		レビューされない
		欧州基準を順守している	欧州基準を順守していない	
欧州官公庁	国内 operators			
	越境 operators			
ヨーロッパの外国機関				
ヨーロッパで活動するヨーロッパ以外の機関				

欧州登録委員会は欧州登録(European register)への加入を決定するであろう。委員会は、登録へ入会する一つの基準(criterion)として周期的レビューの中に認められたので、外部質保証のための欧州基準に順守する機関(agency)を使用するであろう。高等教育システムの多様性を考慮に入れる他の基準(criteria)が発展されるべきである。

委員会は EURASHE、ESIB、EUA、ENQA とヨーロッパの雇用者、組合を代表する組織(organizations)、専門的な組織(organizations)プラス政府の代表から推薦された 9 人のメンバーの簡単で、非官僚的な構成になるだろう。このメンバーは選ばれた組織(organizations)の報告義務のある代表(mandated representatives)ではなく、個人の capacity で行動するであろう。ENQA は少なくとも年二回ペースで集まる委員会の secretarial duties を遂行するであろう。

欧州登録委員会は最初の遂行任務の一つとして登録の所有権(ownership)を正式なものにした。

欧州登録委員会がもう一つすぐに行なわなければならない任務は、登録を拒否された、あるいは入会を受け入れられなかった人々の権利を確保する独立した信頼できる審判システム(appeals system)を確立しなければならないことである。この審判システムは活動後すぐ委員会によって草案される議定書に盛り込まれる要素であるべきだ。

高等教育質保証のための欧州諮問評議会

2001 年の Prague 会議以来、ENQA、EUA、ESIB、EURASHE から成る E4 グループはボローニャ・プロセスと欧州高等教育の質における意見の相違を検討するために定期的に会合を持ってきた。2003 年のベルリン会議以来、E4 会議は高等教育の質保証に関する代表者の指示書の遂行に大きく焦点をあてている。

このヨーロッパレベルの協力は建設的であることを証明している。4 つの組織(organizations)はしたがって E4 グループから作られた高等教育における質保証のための欧州諮問評議会が存在し続けるだろうということを同意している。このような評議会の設立は、実際の問題として、ENQA、EUA、ESIB、EURASHE 間の現在の協力体制をより永続的なベースで確立するだろう。評議会は主なヨーロッパ関係者にとって原則的に諮問そして助言的な評議会の機能を持つだろう。また、それは 4 つそれぞれの組織が、自身の経費と 新しい管理構造を作らないでの参加に出資する現在の協定に似ているだろう。より長期的な目で見ると、評議会はまた労働者市場の代表者を含めるべきである。

4 将来展望と課題

この報告書は高等教育における質保証の世界で重要なヨーロッパの players に支持され、発展してきた提案と提言を含む。レポートの存在だけでも、このような理解が立場に異なる関心を与えながら本質的に起こりそうもないと考えられている分野で共同理解を達成する証拠である。提案は学生、より一般的に社会のための高等教育についての透明性、安全と情報をますます多く提供する。その提案は高等教育機関(institutions)に、ますます増える競争の激しく、疑り深い環境の中で高い質への貢献を示す認識と信頼性と機会を平等に与える。質保証機関(agencies)のために、提案は自身の質と信用性を強め、機関をより広いヨーロッパの専門業界により創造的に結びつける。

しかしながら、もし効果的な遂行計画が伴わなければ、提案はただの提案にすぎない。もしベルギーで加盟国によって承認されたなら、すぐにこの報告書の重要な要素のいくつかを紹介する次のステップが始められるであろう。2005 年後半に始まり、2006 年にはオンラインに載る準備が進んでいるので、質保証機関(agencies)の登録が予想される。ENQA 事務局はこの目的に必要な資料も余分に提供している。代表者会議に続き、ENQA は欧州登録委員会の設立に向けた必要で具体的な主導権をとるだろう。委員会はその仕事を登録者の所有権を正式にすること、2005 年春に ENQA によって行われた前段階の作業に基づいた草案の作成から始めるだろう。最初の周期的レビューは 2005 年中に行われると予想される。

高等教育における質保証のための欧州諮問評議会はまた初期の主導を取るであろう。このように、ベルギー加盟国会議の成果とフォーラムの設立は、2005 年 6 月の次の会議の ENQA と E4 パートナー間のメインテーマであろう。加えて労働市場の代表者のような他の重要な関係者とのさらなる協力を議論しなければならない。ENQA はまた、2005 年 9 月にある次の ENQA 総会に先立って他の欧州質保証ネットワークとの会議を準備している。

この報告書の提案を確実にすばやく遂行されても、それによって残りの提案を埋め込む作業が簡単になるという意味に取られるべきではない。内部、外部質保証基準が公的機関(institutions)や政府機関(agencies)に広く認められるには長い時間が必要であろう。というのもそこで受け入れられるかどうかは、長い歴史を持つ強力な高等教育システムとともに、加盟国の方では変わりやすさと発展しやすさによるだろうからである。内部質保証基準で提案されたことは、いくつかの高等教育機関(institutions)にとって、特に新しい、また質保証の伝統を発展させている、あるいは学生の要求に焦点を当てることや雇用市場に入る準備が制度化された文化に埋め込まれていない高等教育機関(institutions)にとって、手腕が問われるだろう。同様に、外部質保証と質保証機関(agencies)自身のための基準は、自身を注意深く見たり、ヨーロッパの期待に対して実践を評価するために、すべての参加、特に政府機関(agencies)の参加が必要になろう。新しい周期レビューの手順はこの目的にタイミングよく焦点を提供するだろう。基準適用の恩恵が見られたとき初めて普通に受け入れられるだろう。

EHEA 高等教育のそれぞれの国内責任の土台となり、これが外部質保証に関して自律性

を含む。この報告書の目的は規定することではなく、規定できないのでもなく、専門家間の相互尊重の精神で提言したり提案したりすることである；ここで出てくる専門家とは学生、聖職者、質保証機関(agency)を含む高等教育機関(institutions)から集められた専門家である。いくつかの加盟国は基準、レビュープロセスを自国の法的あるいは行政の枠組みの中で正式に記したいと思うかもしれない。他の国では現状維持の力に対して変化の利点をはかりながら、いつ行かざるを長い目でみたいと思うかもしれない。提案された高等教育における質保証のための欧州諮問評議会は他のシステムへの新しい考えや経験、国ごとの経験の類似と非類似を議論し、ディベートし、学ぶのに都合のいい場所を提供すべきである。

結局、ENQA、E4 パートナーと他の重要関係者が近い将来真剣に取り組むために、考えるべき、取り組み甲斐のある仕事がある。よって報告書はこの報告書の完成が EHEA ための質保証規模のボローニャ最終目標(goal)を成就することと同じではないということ を明らかにしている。高等教育機関(institutions)と外部質保証機関(agency)の間で報告書の提言を遂行し、言葉で表現できない質文化を確保する仕事は先にはある。ベルリン指示書によって始められたことは、もしそれが完全に機能する EHEA のために欧州規模の質保証を提供することなら、手直しを続け、説得する必要がある。

強く自律し、効果的な高等教育機関(institutions)のある、質と基準、よいピアレビュー、信頼できる質保証機関(agency)、効果的な登録と増加する他の関係者との協力などの重要性に対して鋭い感覚のあるヨーロッパ高等教育エリアは今可能であり、この報告書に含まれる提案はそのビジョンを現実にするための長い道のりを歩み始める。

添付書類：質保証機関(agency)の周期的レビュー⁴

理論モデル

以下に示したモデルは、外部質保証機関(agency)の外部レビュープロセスのために提案された指標となるアウトラインである。これは、外部質保証機関(agency)のための欧州基準を順守することを確認するために、信頼できる適応プロセスの例として提示される。しかしながら、その目的は指示的で例示的であるということに注意して欲しい。したがって、詳細のレベルは高く、それぞれの機関(agency)のピアレビューに必要であると気づくよりもっと詳細であるかもしれない。間違いなく個々に提示されたプロセスは基準自身として考慮されなければならないということがこの先続く。さらに、提示された例の中で「evaluation」という言葉は行動目標(objectives)とプロセスをカバーするために適用されていることにも気づくべきである。「accreditation」や「audit」のような単語が適用されるのも同様である。

プロセスは次の要素をカバーする：

- ・ レビュー用の調査事項と手続き事項を説明する
- ・ 専門家の委員会の推薦と指名
- ・ 機関(agency)による self-evaluation
- ・ 査察
- ・ 報告

1 調査事項

調査事項は展望と当局、関係者、機関(agency)自身の関心から見てレビューの最終目標(goals)を確認しなければならない。機関(agency)のすべての主要な仕事と運用は、どんな隠れた議題も存在しないことは、明らかな方法で、カバーされなければならない。

2 Self-evaluation

2.1 レビューの基礎として機関(agency)から得られる背景知識

関連する背景知識は、機関(agency)が機能している文脈を理解する必要がある。セクションには以下を含むことが望まれる。

2.1.1 国立高等教育システムの概要、以下を含む：

⁴ 添付書類の構造は、最近ノルディックカントリーにおける質保証機関(agency)の相互認識におけるプロジェクトのマニュアルに文書化された一つに近い。

- ・ 学位構造；
- ・ 組織(institutional)構造；
- ・ 新しい科目、プログラムと機関(institutions)をつくる時の手順と関連するパーティ；
- ・ 他の質保証手順；
- ・ 政府にかかわりのある高等教育機関のステータス

2.1.2 一般に、特別な機関(agency)と高等教育評価の歴史の簡単な説明：

- ・ 使命記述書；
- ・ (政府、高等教育機関(institutions)、その他の)機関(agency)の設立；
- ・ (例えば議会法規、省令など)機関(agency)に関わる法的枠組みの記述と他の公式規則；
- ・ 機関(agency)の資金；
- ・ evaluation を始める権利の配置；
- ・ 機関(agency)の内部組織；指名の手順や議会/委員会の構成を含む；
- ・ 高等教育の evaluation より他の機関(agency)の責任；
- ・ たとえば会議の参加、ワーキンググループやスタッフの交代などの、他の活動と同様に正式協定を含む、機関(agency)の国際活動；
- ・ evaluation をフォローアップする機関(agency)の役割：結果と認可

2.2 機関(agency)によって行われる外部質保証

機関(agency)が高等教育の機関(institutions)やプログラムの外部質保証を基本ベースで行うことを示す証拠が作り出されるべきである。この質保証は Evaluation、accreditation、レビュー、audit か assessment のいずれかを含むべきである。また、これは機関(agency)の中核となる機能の一部である。

「通常」、evaluation はシステマティックな手順をもとに計画され、いくつかの質保証が過去 2 年間にわたって実施されていることが理解されている。

この章は以下を含むべきである：

- ・ 方法論の範囲での機関(agency)の描写；
- ・ 実施される質保証の数と評価されたユニット数の説明。

2.3 機関(agency)によって適用された evaluation 方法

2.3.1 背景知識

もし機関(agency)が透明性のある方法論の手順をもとに機能しているなら、evaluation の総体的な計画と他の基本的問題の説明は決定される必要がある。

この説明は以下を含むべきである：

- ・ プリーフィングの手順と評価される機関(institutions)との会話；

- ・ 学生参加に向けての機関(agency)の戦略；
- ・ 個別の assessment のプロジェクト計画の条件を作るのに関係のある手順；
- ・ evaluation の照会(あらかじめ定義された基準(criteria)、法律関係書類、教科の基準、専門家の水準、説明される機関(institutions)の定められた最終目標(goals)；
- ・ 方法論的要素が特殊なレビューを変更する程度。

2.3.2 方法論の原理

機関(agency)が取り組んでいる方法論は事前に定められ、公表されること、そしてレビュー結果も公表されることを証言する説明。

方法論には以下を含む：

- ・ self-evaluation あるいは、それ同等の、与えられた行動目標(object)の評価手順；
- ・ 専門家のグループによる外部 evaluation と機関(agency)によって決定されるような査察
- ・ 公表結果を記載した報告書の刊行

2.3.3 外部専門グループの役割の説明

外部専門家グループの役割についての説明は以下を含む：

- ・ 専門家の推薦と指名手順、国際的な専門家、雇用者や学生のような関係者の代表を使用する基準(criteria)を含む；
- ・ プリーフィングの方法と専門家のトレーニング；
- ・ 専門家間の会議：総体的な evaluation プロセスに関わる数、適用範囲、タイムスケジュール；
- ・ 機関(agency)と専門家間の分業；
- ・ evaluations における機関(agency)スタッフの役割；
- ・ evaluations に責任を持つ機関(agency)のスタッフ(一人あるいは複数)の特定と指名。

2.3.4 文書化

機関(agency)による文書収集手順の説明は機関(agency)と査察の self-evaluation に関する手順を決定する必要がある：

2.3.4.1 self-evaluation にかかわる手順の説明

この説明は以下を含むべきである：

- ・ 機関(agency)によって提供される指針の内容の特定；
- ・ 機関(agency)によって提供される手続き上のアドバイス；
- ・ self-evaluation 用語作成への要求、学生の役割を含む；
- ・ self-evaluation 用語の指導/情報

- ・ self-evaluation を実施できる時期

2.3.4.2 査察にかかわる手順の説明

この説明は以下を含むべきである：

- ・ アンケート/インタビュー手順；
- ・ 参加者/情報提供者の選抜のための原則（カテゴリーと特定の参加者）；
- ・ 訪問期間のための原則；
- ・ 会議のメンバーと平均的な期間；
- ・ 会議の文書化（内部/外部、議事録、転写など）；
- ・ 外部専門家のワーキングメンバー

2.3.4.3 報告書

文書は以下の報告書に関する情報を含むべきである：

- ・ 報告書の目的；
- ・ 報告書の起草（機関(agency)のスタッフや専門家）；
- ・ 報告書のフォーマット（デザインと長さ）；
- ・ 報告書の内容（文書、または分析/提言のみ）；
- ・ 草案で評価されるパーティからのフィードバックのための原則；
- ・ 出版手順と方針（たとえばメディアの扱いなど）；
- ・ すばやいフォローアップ（たとえばセミナーや会議など）；
- ・ 長期にわたるフォローアップ活動（たとえばフォローアップ evaluation や訪問）。

2.3.5 アピール・システム

機関(agency)はその決定に対するアピール方法、この方法論がいかに機関(agency)の必要性に適用されるかを文書化する。どの程度アピールシステムが、それを通して機関(agency)が evaluation のもとで人々に evaluation の結果にコメントしたり質問する手段を提供できる、ヒアリングのプロセスに基づいているかは文書から明らかでなければならない。

基本的に機関(agency)は、アピールシステムが人々に evaluation に基づいて evaluation の結果についての意見を表明する機会を与えているという証拠を提供しなければならない。

2.4 追加資料

この追加資料は調査、統計資料、あるいはどこにも言及されない文書の使用説明を提供すべきである。この資料は公表されるべきである。

2.5 機関(agency)のための質システム手順

機関(agency)は外部質保証機関(agency)のための欧州基準で要求されるものに沿った内部質保証メカニズムを実行していることを文書化しなければならない。

2.6 省察

機関(agency)の体力、弱点、機会と脅威の分析は、確かな信頼できる方法論的策組みと政府モデルを維持しながら、機関(agency)の新しい要求や傾向に適応したり永続的にその行為を改良する許容量を説明するために必要とされる。

3 外部レビュー委員会のための指針

この指針は外部レビュー委員会への期待を示しており、以下に関するガイダンスから成り立っている。

- ・ 指名と一般的構成；
- ・ 査察；
- ・ 報告書の起草

上記にあるように、レビュー対象となった機関(agency)は提供される指針に従って self-evaluation の報告書を提出するべきである。self-study は訪問から一ヶ月以内に外部レビュー委員会に送られるべきである。

3.1 外部レビュー委員会の指名

このセクションはレビューを実施することになる専門家の指名に関係する。

外部専門家グループは以下の専門家から構成するべきである：

- ・ 一人または二人の質保証専門家（国際的）；
- ・ 高等教育機関(institutions)の代表（国内）；
- ・ 学生会員（国内）；
- ・ 関係委員（たとえば雇用者など 国内）。

この専門家の中の一人が外部レビュー委員長に選ばれるべきである。

委員会は、機関(agency)から独立した定員数の中で、秘書のような働きをする人物を補充することができることも提言される。

専門家の選定は機関(agency)、専門家、地方公共団体から出されるが、レビューの信用性と信頼性を確保するために専門家を指名する仕事は含まれる機関(agency)以外の第三者パーティにゆだねることが重要である。この第三者パーティはたとえば ENQA やプロセスに関与しない機関(agency)である。専門家の承認のための基準は彼らの独立宣言であるべきである。しかしながら、レビュー対象となった機関(agency)は委員会の最終構成に関してコメントすることができるべきである。

3.2 査察

調書は以下のようなラインに沿って査察に利用することができなければならない：

訪問は、外部レビュー委員会のレビュー対象となった機関(agency)とその背景知識に関する前知識を当てにしながら、準備とフォローアップを含めて二、三日連続して持つことが提言される。訪問前日、委員会は会って、訪問に関連したテーマについて合意しておく。査察の目的は self-study の正当性を確認することである。面接の手引き書はこの観点を念頭において作成するべきである。

訪問は、内部の self-evaluation 委員会からのメンバーと同様に、機関(agency)の理事会、経営、スタッフ、専門家、所有者/主要関係者のメンバー、管理レベルで評価された機関(institutions)の代表と個別の会合を含むことができる。

3.3 報告書の準備

基準(reference)という一般用語を実現することから離れて、報告書は今後の展望への可能性と提言に述べられているのと同様に、Self-study の調書で明細に述べられたように、外部質保証機関(agency)のための欧州基準が順守されているかどうかにかっちりと焦点をあてなければならない。

訪問後、秘書を伴った外部レビュー委員会は報告書を起草する。最終版は事実誤認に関するコメントをつけて、レビューの対象となった機関(agency)に送られるべきである。

(東郷多津 訳)